

○尾道市スケートボード場設置及び管理条例

平成15年9月26日
条例第37号

(目的及び設置)

第1条 スポーツとしてスケートボードを楽しむ場を提供することにより、青少年の健全育成に寄与することを目的として、尾道市スケートボード場(以下「スケートボード場」という。)を設置する。

(位置)

第2条 スケートボード場の位置は、次のとおりとする。

位置 尾道市栗原町4427番地

(使用時間)

第3条 スケートボード場の使用時間は、日の出から日没までとする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。

(使用料)

第4条 スケートボード場の使用料は、無料とする。

(利用登録)

第5条 スケートボード場を使用しようとする者は、あらかじめ尾道市長に利用者登録をするものとする。

(使用の制限)

第6条 市長は、次のいずれかに該当するときは、スケートボード場の使用を制限できる。

- (1) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前各号のほか、スケートボード場の管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用などの禁止)

第7条 使用者は、スケートボード場をスケートボード以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第8条 施設又は備付けの器具類等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。